

令和 年 月 日

住まいるバンク登録申込書

丹波市長 様

（登録申込者）住所

氏名

印

丹波市住まいるバンク実施要綱に定める制度の趣旨などを理解し、同要綱第4条第1項の規定により下記の事項に同意し、添付資料を添えて住まいるバンクに登録を申し込みます。ついては、同要綱第4条第4項各号に掲げる者でないことを誓約します。

記

- 1 登録内容は、住まいるバンク登録カード（様式第2号）に記載のとおりです。
- 2 次に掲げる全ての事項に同意します。
 - （1）登録に当たっての空き家等の物件調査及び契約交渉に係る全てについて、一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会（以下「兵庫県宅建協会」という。）に依頼し、登録内容を情報提供すること。
 - （2）登録物件の確認に際し、丹波市（住まいるバンク担当課）が、住民登録情報、戸籍情報、固定資産情報、その他必要情報について関係各署に照会すること、及び同市に対して確認書類を提出すること。
 - （3）個人情報を除く登録物件情報について、ウェブサイトや移住交流イベント等で情報を公開すること。
 - （4）住まいるバンク登録後、不動産業者に媒介契約を依頼する場合や登録内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。

※添付書類

- （1）住まいるバンク登録カード
- （2）登録を申請する空き家等の情報が確認できる書類
（土地・家屋名寄帳兼課税台帳、固定資産課税明細書、登記簿などの写し）

* 提出が無い場合、物件情報の確認に時間を要するため、登録が遅れる場合があります。

《注意事項》

- 1 市では、空き家等情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、空き家等登録者と利用登録者間で行う物件の売買や賃貸借に関する交渉、契約等に関する媒介行為は行いません。媒介行為に係る業務については、兵庫県宅建協会に市から依頼します。
なお、兵庫県宅建協会が媒介する媒介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第17号）第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。
- 2 丹波市個人情報保護条例（平成16年丹波市条例第10号）の規定に基づき、申し込みされた個人情報は、本事業の目的以外に利用いたしません。